

(1) 免許法に定められた必要単位数

教育職員免許法施行規則の改正により、教員免許状を取得するために必要な単位数は次の表となります。中一種、高一種とも総計 59 単位が必要となります。各区分の詳細は (2) 以降を参照してください。

別表 1 必要単位数のまとめ

区分	中一種免許状	高一種免許状
教科及び教科の指導法に関する科目	28	24
教育の基礎的理解に関する科目	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8
教育実践に関する科目	7	5
大学が独自に設定する科目	4	12
総計	59	59

(2) 教科及び教科の指導法に関する科目

教員免許状（英語）に必要な条件は、別表 2 の通りです。この区分においては、別表 1 の通り中一種は 28 単位、高一種は 24 単位が免許法に定められた必要条件ですが、本学では両方の免許状の取得を前提として、28 単位を必修単位としています。この表の必修単位の科目は全て修得してください。特に * 印の科目は「一般的包括的な内容」を含んだ科目ですので必ず単位修得する必要があります。

別表 2 教科及び教科の指導法に関する科目

(免許法上必要な単位数…中一種：28 単位、高一種：24 単位)

英語教科に関する専門的事項		授業科目	配当 学年	必修 単位	選択 単位	備考
英語科指導法	第二言語習得・外国語教授法	英語科教育法 I	1 年秋	2		
	カリキュラム・シラバス	英語科教育法 II	2 年春	2		
	資質能力	英語科教育法 III	2 年秋	2		
	授業づくり・学習評価	英語科教育法 IV	3 年秋	2		
英語コミュニケーション	読む	BasicReading I	1 年春	2		
		AdvancedReading I	3 年春		2	
	書く	Writing I	2 年春	2		
		Writing II	2 年秋		2	
		実践英作文	1 年秋		2	
	話す（やり取り） 話す（発表）	Discussion&Presentation	3 年秋	2		
	聞く	Listening	1 年秋	2		
領域統合型	EnglishCommunication II *	1 年秋	2			
英語学	音声	英語音声学 *	1 年秋	2		

教職課程における科目履修方法（中学・高等学校一種 外国語(英語)）

	英文法	英文法*	2年秋	2		
	英語の歴史・変遷・EIL	世界の英語*	1年春	2		
英語文学	英語文学・地域の文化	英語文学Ⅰ*	2年秋	2		
	文学作品と英語表現	英語文学Ⅱ	3年秋		2	
	代表的な英語文学作品	英語文学Ⅲ	3年春		2	
異文化理解	異文化コミュニケーション	異文化理解*	1年秋	2		
	異文化交流 英語圏の歴史・文化・社会	比較文化論	2年春		2	

合計 28 12

注) *印の科目は「一般的包括的な内容」を含んだ科目となります。

(3) 教育の基礎的理解に関する科目

この区分においては、別表1の通り中一種・高一種とも免許法上は10単位が必要となります。本学では別表3の授業科目はすべて必修科目となります。なお、「教職論」についてはロとへの内容を含む授業科目となります。

別表3 教育の基礎的理解に関する科目（免許法上必要な単位数・・・中一種・高一種とも10単位）

各科目に含めることが必要な事項		授業科目	配当 学年	必修 単位	選択 単位	備考
イ	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	1年秋	2		
ロ	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	教職論	2年春	2		への事項を含む。看護学部は1年配当
ハ	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育制度論	1年春	2		
ニ	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育・学校心理学	2年春	2		
ホ	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	3年春	2		
ヘ	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	*教職論	—	—		ロの事項を含む

合計 10

注) この表の授業科目はすべて看護学部と共通開講となります。ただし「教職論」は看護学部は1年配当、人間学部は2年配当となっていますので注意してください。

(4) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

教職課程における科目履修方法（中学・高等学校一種 外国語(英語)）

この区分においては、別表1の通り中一種は10単位、高一種は8単位が免許法上は必要となります。「道徳教育の理論と方法」（2単位）は中一種では必修です。高一種では必修ではありませんが両方の免許取得を希望する学生は必ず履修してください。なお、「生徒・進路指導」の授業はホとトの内容を、「特別活動・総合的な学習の時間」はロとハの内容を含む授業科目となります。

別表4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
(免許法上必要な単位数・・・中一種：10単位、高一種：8単位)

各科目に含めることが必要な事項		授業科目	配当 学年	必修 単位	選択 単位	備考
イ	道徳の理論及び指導法（一種：2単位）	道徳教育の理論と方法	2年秋	2	(2)	中一種は必修。高一種は選択。
ロ	総合的な学習の時間の指導法	特別活動・総合的な学習の時間	2年秋	2		ロハの事項を含む
ハ	特別活動の指導法					
ニ	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法論	3年 集中	2		
ホ	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導	2年秋	2		トの事項を含む。☆隔年開講
ヘ	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法。	教育相談	2年秋	2		
ト	進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	生徒・進路指導	—	—		ホの事項を含む。
			合計	10		

(5) 教育実践に関する科目

教員免許状を取得するためには必ず中学校または高等学校において、3～4週間の教育実習が必要となります。

この区分は別表1の通り、「教育実習」と「教職実践演習（中・高）」合わせて免許法上、中一種は7単位、高一種は5単位（具体的には教育実習が中一種は5単位、高一種は3単位）が必要となります。しかし、本学では「教育実習」という授業科目はカリキュラム上5単位と設置していますので、高一種の取得希望であっても5単位を修得しなければなりません。この5単位の内1単位分は「事前事後の指導」が含まれます。

また、「教職実践演習（中・高）」は配当年次が4年の2単位必修科目です。教職課程の総仕上げとなる重要な授業科目となります。

別表5 教職実践に関する科目（免許法上必要な単位数・・・中一種：7単位、高一種：5単位）

各科目に含めることが必要な事項		授業科目	配当 学年	必修 単位	選択 単位	備考
イ	教育実習	教育実習	3年秋	5		
ロ	教職実践演習	教職実践演習 (中・高)	4年秋	2		
			合計	7		

(6) 大学が独自に設定する科目

別表6は、教員を希望する学生に対して是非修得してほしい大学独自で設定した授業科目となっています。「子どもと英語」2単位は必修です。

別表6 大学が独自に設定する科目

授業科目	配当学年	必修単位	選択単位	備考
子どもと英語	2年秋	2		
キリスト教と現代	2年春		2	
学習・言語心理学	1年集中		2	
発達心理学	2年秋		2	

注) 時間割上、2年生以上に開講されている授業科目は、1年生は履修不可となります。

別表1では、「大学が独自に設定する科目」は中一種では4単位、高一種では12単位が必要となっていますが、別表2から別表5までで余分に修得した単位を「大学が独自に設定する科目」の単位として流用することができます。（「教育職員免許法施行規則」第2条第1項表備考第14号ロ）

最終的には、中一種・高一種とも教員免許状を取得するためには、別表1の示す通り合計で59単位の修得が必要条件となります。しかし、別表2から別表6までの必修単位を修得しただけでは本学では57単位となり、2単位がまだ不足しています。この不足分の単位は、別表2の選択科目から、または別表6の選択科目から選択して単位を修得してください。

なお、教員を希望する学生については、免許法上必要な59単位だけではなく、後学のためにも余剰としてこれらの選択科目を在学中に積極的に履修することをお勧めします。

(7) その他の科目

「教育職員免許法施行規則」第66条の6では日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作の各科目を2単位修得することを定めています。本学では、以下の科目をこの要件としますので、これらの科目を必ず修得してください。

- 日本国憲法（2単位）
- 健康科学（2単位）
- 情報処理Ⅰ（2単位）
- English CommunicationⅠ、英語基礎Ⅰ、English&World Cultures、のうち1科目履修のこと（2単位）

(8) 介護等体験

「介護等体験」は平成 10 年 4 月より設けられた教育職員免許法の特例に関する法律によるものです。小学校および中学校の教員免許の取得希望者は「介護等体験」をする必要があります。「介護等体験」は単位のついた授業科目ではありません。実施に関する説明は別途行われます。